

令和4年10月25日

令和4年10月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年10月25日（火）午後1時30分から午後2時15分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （14人）

会長 7番 矢部 幸一

委員

1番	田幡	裕
2番	久米	基敬
3番	黒住	敬
4番	笠井	義晴
5番	吉浦	武夫
6番	山口	弘司
8番	藤井	利夫
9番	中村	恒夫
10番	吉村	忠
11番	桑内	千恵美
12番	大西	佐知子
13番	加藤	賢司
14番	井内	茂種

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第51号 非農地証明願について
- 報告第52号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第53号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第54号 農用地利用集積計画の合意解約について

局長 それでは、ただいまより令和4年10月石井町農業委員会総会を開会いたします。
開会にあたりまして、矢部会長にご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 本日、出席委員は、14名中14名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は矢部会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、議長の私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は3番 黒住委員、4番 笠井委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第49号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については6件です。(議案書に基づいて内容を説明)

なお、受付番号146と147は、農地の交換で一連の案件であります。

受付番号143から148については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号143について、高川原字天神の担当であります14番井内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

14番 議案第49号、受付番号143、農地法第3条所有権有償移転の案件について説明します。

10月17日に加藤職務代理、大西委員と私の3名で、譲渡人、譲受人の代理人と申請地に出向き、現地確認及び聞き取りを行いました。

申請地は、天神〇〇〇番〇、820㎡で登記簿及び現況が畑ですが、現在は休耕

中です。

譲渡人は、今後維持管理が困難なために隣接農地所有者の譲受人に所有権の有償移転を決めたそうです。

譲受人については、自作地〇〇〇〇㎡を所有、農業に必要な農機具は全て所有し、夫婦とともに年間280日、稲作を主に農業に従事しており、石井町の下限面積、農業従事要件を満たしております。

以上のことから許可相当と思われますので、ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号143について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号143は原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、受付番号144について、浦庄字国実の担当であります3番黒住委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

3番 議案第49号、受付番号144について説明いたします。

農地法3条の規定による許可申請について、10月17日に吉浦委員と私で、譲渡人及び受任者に会い、聞き取り及び現地確認をいたしました。

申請地は国実〇〇〇番〇、登記簿が田、現況が田、面積が761㎡と〇〇〇番〇、登記簿が田、現況が田、面積が1,405㎡で無償移転です。

譲渡人は〇〇〇〇氏、譲受人夫婦は〇〇〇〇氏1/2と〇〇〇〇氏1/2で、贈与です。

譲渡人は高齢であり、農業の後継者がいないことから譲受人に耕作を依頼しており、この度、譲受人に農地を贈与することになったとのことでした。

譲受人は、それぞれ、約40年の農作業歴があり、自作地は〇〇〇〇㎡で、米、ナス、露地野菜を作付けしております。

農機具は、トラクター〇台、軽トラ〇台、田植機〇台、コンバイン〇台、乾燥機〇台を所有しております。

年間の農作業従事日数は、それぞれ260日です。

周辺地域との関係においては、付近の方々に迷惑及び被害が無いように対処し、

耕作するとのことです。

以上のことから許可相当と考えられます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号144について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号144は原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、受付番号145について、高原字西高原の担当であります6番山口委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

6番 議案第49号、受付番号145について説明いたします。
10月19日に矢部会長と藤井委員と私の3名で申請地に出向き、農地法第3条の所有権移転の件で代理人と会い、現地確認及び聞き取りを行いました。
申請地は、西高原〇〇〇番〇、登記簿が田、現況が田で473㎡です。
譲渡人は農業を営んでいる譲受人に農地の所有権を譲ります。
譲受人は、〇〇町を拠点ににんじん等を栽培している農地所有適格法人である合同会社で、報告書の写しが添付されております。
また、石井町でも農地を貸借して耕作しております。
農業に必要な農機具も揃っております。
農業従事要件に関して、代表社員は年間230日従事しております。
権利を取得する農地の境界は明確であり、隣接する農地に迷惑になることはないと思われます。
皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号145について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号145は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号146及び147については、農地の交換であり、一連の案件であります。浦庄字国実の担当であります3番黒住委員に一括して、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

3 番 議案第49号、受付番号146と147は、〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏の農地の交換でありますので、一括して説明いたします。

10月17日に吉浦委員と私で、申請者2名と会い、農地法第3条第1項に規定する所有権移転について、現地確認及び聞き取り調査をいたしました。

申請地は、受付番号146が国実〇〇〇番〇、登記が田、現況が田で940㎡です。受付番号147は、国実〇〇〇番〇、登記が田、現況が田、1,204㎡です。

農地の交換の結果、〇〇〇〇氏の農地は264㎡増となり、〇〇〇〇氏の農地は同面積が減となります。双方とも交換の結果、石井町の下限面積の要件を満たします。

〇〇〇〇氏の農業経験年数は10年です。現在は田、〇〇〇〇㎡で水稻を栽培しています。農機具は、トラクター〇台、軽トラック〇台、田植機〇台、コンバイン〇台、乾燥機〇台を所有しております。1年間の農業従事日数は200日です。

〇〇〇〇氏の農業経験年数は30年以上です。現在は田〇〇〇〇㎡で水稻を、畑〇〇〇〇㎡でハウレンソウを栽培しています。農機具は、トラクター〇台、軽トラック〇台、田植機〇台、コンバイン〇台、乾燥機〇台を所有しております。1年間の農業従事日数は180日です。

双方の申請地は、ともに境界が明確であり、耕作等に問題はありません。

本件は許可相当と考えておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号146及び147について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手

をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号146及び147は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号148について、石井西の担当であります2番久米委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

2 番 議案第49号、受付番号148について説明いたします。

10月18日に譲受人である農地所有適格法人、〇〇〇〇株式会社の〇〇〇〇氏と田幡委員、私の3名で現地確認及び説明を受けました。

譲渡人は、相続で農地を取得しましたが、農業経験は無く、親戚等で管理をしてもらっていたものの高齢を理由に農地が返却されました。譲渡人は農機具を所有しておらず、耕作放棄状態となり売却先を探していたところ、譲受人との売買がまとまったとのことです。申請地は、現在、除草されております。

譲受人である〇〇〇〇株式会社は、本社は東京で、徳島市他に支店を置いております。〇〇〇〇グループの会社であり、どくだみ、榊等を栽培する他、営農型太陽光発電や農産物を加工、販売する6次産業の事業を行っており、今後も事業を拡大していく予定とのことです。

また、徳島県内では、阿波市を農業生産の拠点として農業生産を行っております。自作地と借り入れ地を合わせて〇〇〇〇㎡を耕作し、農機具はトラクター、管理機、噴霧器、トラックを有しております。

事業開始から年数が少ないため、現時点での収益は十分ではないものの、グループ会社と連結して運営されていることから、事業の継承は見込めると考えられます。

なお、申請地〇〇〇番〇への進入においては、〇〇〇番〇を通行しなければなりません。土地の管理者の通行承諾に関する書類の原本を農業委員会事務局が確認しております。

以上のことから許可相当と判断されますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号148について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いい

たします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号148は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第50号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については3件申請がありました。

なお、受付番号150については、申請前に「報告第54号 農用地利用集積計画の合意解約について 受付番号138 令和4年9月15日受理受付」の後に申請がされたものであります。

また、受付番号151は、過去に審議し、意見書を徳島県に進達した後に取り下げがあった案件です。譲受人が〇〇〇〇から〇〇〇〇に変わり、計画が一部変更されております。

以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

まず、受付番号149について、浦庄字大万の担当であります4番笠井委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

4 番 議案第50号、受付番号149について説明いたします。

10月20日に農地法第5条の規定による許可申請について、黒住委員、吉浦委員、私の3名と譲受人の立ち会いのもと、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、大万〇〇〇番〇、登記簿が田、現況が畑、421㎡です。

申請地は、譲受人宅の隣接地で、事業拡大に伴い駐車場、資材置場が手狭となったため、売買して転用することで譲渡人と話がまとまったとのことです。

隣接する農地の地権者と協議ができており、麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号149の申請地は、令和4年7月に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま笠井委員が説明されたとおりです。

転用目的は駐車場で、譲受人が現在、住宅敷地を資材置場及び従業員の駐車場としているところ、大変手狭な状況であるため、隣接地を売買し転用するものであります。

併せて利用する土地は、宅地である大万〇〇〇番〇と〇〇〇番〇です。

申請地は、町道及び隣接する宅地の高さまで整地、砂利敷きをします。

その他の隣接地との間には、コンクリート擁壁があり、その高さ以内で造成するため、境界等にかかる問題はないと思われます。

雨水は地下浸透になります。

車の進入、資材の搬入に関しては、既に隣接する宅地で行っているため、問題はないと思われます。

農地転用に関して、周囲に被害が無いように注意し、万一被害が生じた場合は転用人が対応することが申請書に明記されております。

預金残高証明書により事業計画に対して、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号149について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号149は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号150について、高原字桑島の担当であります8番藤井委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8 番 議案第50号、受付番号150について説明いたします。

この申請は1,000㎡を超える農地転用であるため、10月19日に矢部会長、加藤職務代理、山口委員、農業委員会事務局職員2名と私の6名で、譲渡人及び譲受人の代理人である行政書士との立ち会いのもと、現地にて農地法第5条の規定による許可申請について、内容の聞き取りと現地確認を行いました。

申請地は、桑島〇〇〇番〇で、登記簿と現況がともに田、面積は2,167㎡です。

譲渡人は、農業に意欲がなく、太陽光発電の事業者である譲受人に農地を売却するに至ったとのことです。

転用計画は、現在の土壌において、パネル設置箇所を透水性防草シートで一面に覆います。

周囲にフェンスを設置するため土砂流出はなく、雨水は地下浸透とするため、付近の農地に被害を及ぼすおそれはないとのことです。

申請地の隣接地には、過去に審議した太陽光発電施設の建設が計画されていません。

申請地は、境界が確定しており、麻名用土地改良区とも協議ができております。

太陽光発電設備の建設により隣地周辺への被害及び事故等が生じた場合は、申請者が問題の処理にあたり、関係者等に迷惑をかけない旨の誓約もあります。

以上、農地転用について問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号150の申請地は、令和4年7月に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま藤井委員が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備の設置で、付近に高い建築物がなく、効率的な発電が可能であることから転用するものであります。

申請地は、造成及び碎石敷き均しは行わず、パネル設置箇所を透水性の防草シートで一面覆い、周囲にフェンスを設置します。雨水は地下浸透になります。

また、申請地西側の一部に麻名用土地改良区の土地がありますが、ここにかからないように工事をします。

太陽光発電設備の建設により、隣地周辺に被害及び影響、事故が生じた場合は申請者が問題の処理にあたることを明記されております。

預金残高証明書により事業計画に対して、十分な資金があることを確認しており

ます。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

売電に関しては、再生可能エネルギー発電事業計画の認定、電力受給契約に関する文書の写しが添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号150について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号150は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 続きまして、受付番号151について、浦庄字上浦の担当であります4番笠井委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

4番 議案第50号、受付番号151について説明いたします。

農地法第5条の規定による許可申請について、この申請は地積の合計面積が1,000㎡を超える農地転用であるため、10月20日に加藤職務代理、黒住委員、吉浦委員、太田事務局長、片岡主幹と私で、譲渡人である株式会社の〇〇〇〇氏との立ち会いのもと、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、上浦〇〇〇番370㎡、〇〇〇番664㎡、〇〇〇番760㎡の合計1,794㎡で、登記簿と現況がともに田で申請されております。

申請地は以前にも農地転用申請がされましたが、取り下げがあり、譲受人が変わり再度申請されました。

現在は草木が生えているため重機を入れないと農地への復元は困難であります。農地転用の許可がありました後は、重機による整地後に防護柵を設置します。

雨水は地下浸透で、防草シートは敷かない計画ですが、工事完了後は年2回ほ

ど雑草等の状況を見ながら除草を行うとのことです。

また、周辺への雨水が排水することを考え、できる限り農地への被害が無いように施工、管理するとのことです。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号151の申請地は、平成6年に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま笠井委員が説明されたとおりです。

この申請は、過去に審議し、徳島県に意見書を進達した後に取り下げがあった案件です。

譲受人が〇〇〇〇から〇〇〇〇に変わり、計画が一部変更されております。

転用目的は、太陽光発電設備の設置で、日当たりや近隣住民の反対がない等の条件を満たしているため、売買し転用するものであります。

申請地は、現況の地盤を不陸整正し、パネル設置箇所の周囲にフェンスを設置します。

雨水は地下浸透になります。

除草は4月と7月に行うとのことです。

預金残高証明書により事業計画に対して、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

売電に関しては、再生可能エネルギー発電事業計画の認定、電力受給契約に関する文書の写しが添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号151について、許可相当という意見を県知事に送付するというように

賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号151は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第51号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。非農地証明願については1件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号152については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号152、高原字中島の担当であります藤井委員に、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8 番 受付番号152について説明いたします。

10月19日に矢部会長、山口委員と私の3名で申請地に出向いて、行政書士及び〇〇〇〇氏から事情を聞き、現地調査をいたしました。

今回、非農地証明を申請している土地は、登記簿上は田となっておりますが、平成6年頃より居宅への進入路として使用しているそうです。

〇〇〇〇氏の相続手続きにより申請地の地目が田のままであることが判明し、農地法上の違法状態を解消するために非農地証明願を提出したとのことであります。

平成8年4月13日撮影の国土地理院の空中写真が申請書に添付されており、少なくとも平成8年以前から居宅への進入のために利用していたことが確認できます。

また、麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

舗装、グレーチングの施工がされているため、農地への復元は著しく困難と思われます。非農地証明に問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号152の申請地は、昭和46年の線引き時から農用地区域から除外されております。

農地の種別は第1種農地ですが、50m以内に3戸以上の住宅があるため、集落接続要件を満たしております。

概要につきましては、ただいま藤井委員が説明されたとおりです。

平成6年12月頃に隣地する住宅への侵入のために工事をしたとのことであり、

撮影年月日が平成8年4月13日、証明年月日が令和4年9月16日の一般財団法人日本地図センターの空中写真が添付されております。

現在も住宅への進入路として利用しているため、農地への復元は著しく困難です。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

農地の区分を含め、申請書類、添付書類を精査した結果、非農地証明書の交付に問題はないと判断しております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問・ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号152について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号152は、非農地証明書を交付いたします。

議長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第52号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、1件受理しました。

報告第53号 農地法第18条第6項の規定による通知については、1件受理しました。

報告第54号 農用地利用集積計画の合意解約については、2件受理しました。なお、受付番号138については、先ほど説明したとおりです。

報告事項の説明については以上です。

議長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 それでは、以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
これをもって、令和4年10月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思えます。
慎重審議ありがとうございました。